

「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」に基づく第一種使用規程の承認申請案件に対する意見募集の実施結果について  
(平成30年11月15日～平成30年12月14日 (イネ2件))

1. 意見・情報募集の対象となった第一種使用規程の承認申請案件

遺伝子組換え生物等の種類の名称	第一種使用等の内容
Rubisco 過剰生産イネ ( <i>RBCS2-sense, Oryza sativa L.</i> ) (Sr26-8)	隔離ほ場における栽培、保管、運搬及び 廃棄並びにこれらに付随する行為
Rubisco 生産抑制イネ ( <i>RBCS2-antisense, Oryza sativa L.</i> ) (AS-71)	隔離ほ場における栽培、保管、運搬及び 廃棄並びにこれらに付随する行為

2. 意見募集方法の概要

(1) 意見募集の周知方法

- ・ 関係資料を環境省及び文部科学省のホームページに掲載
- ・ 記者発表
- ・ 資料の配付

(2) 意見提出期間

平成30年11月15日から平成30年12月14日まで

(3) 意見提出方法

電子メール、郵送又はファクシミリ

(4) 意見提出先

環境省自然環境局野生生物課又は文部科学省ライフサイエンス課

3. 意見募集の結果 (関係省に提出された意見の合計)

意見提出数 28件  
(うち本件に関わらない御意見 3件)

4. 御意見の概要と御意見に対する考え方について

別紙のとおり

(別紙)

	意見分野	主な意見	回答	件数
1	承認基準について	現行のカルタヘナ議定書の国内法である遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律では、生物多様性影響評価の対象は「野生動植物」に限られている。しかし、現実的な生物多様性の保全に向けては、交雑を防ぐ対象として農作物・外来種も含め、我が国に生育するすべての種を入れるべきではないか。	第一種使用規程の承認基準は、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第三条の規定に基づく基本的事項(平成15年11月21日財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省告示第1号)に定められています。 この承認基準においては、カルタヘナ法に基づく生物多様性影響評価の審査における交雑性の評価は、日本の在来野生植物との交雑を対象としており、本申請も、野生生物への影響を防ぐための措置を第一種使用規程に定めています。	22
2	承認基準について	有害物質の産生性に関する検討について、より長期的な観察をもとに判断するべきではないか。	本申請は、遺伝子組換えイネを、定められた第一種使用規程に従い、限定された場所・期間において研究利用することについて、遺伝子組換え生物等の第一種使用等による生物多様性影響評価実施要領(平成15年財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省告示第2号。以下「実施要領」という。)に基づき、競合における優位性、有害物質の産生性、交雑性等の評価の項目に関して科学的データや学識経験者からの意見を踏まえて検討したものであり、生物多様性影響が生ずるおそれがないものと総合的に判断したものです。	1
3	その他	遺伝子組換えイネ及びその栽培に反対する。	カルタヘナ法は、遺伝子組換え生物等の適正な使用により生物多様性の確保を図ることを目的としています。本申請は、遺伝子組換えイネの限定された場所・期間における研究利用に係るものであり、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号)に基づき、学識経験者の意見を聴くとともに、実施要領に基づいて検討した結果、生物多様性影響が生ずるおそれがないものと総合的に判断したものです。	2

今回の意見募集の対象としていた事項ではないものについては、個別の回答はいたしません。貴重な御意見として承ります。